

答申第 288 号

平成 17 年 11 月 29 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平出彦仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会長 堀部政男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 17 年 5 月 26 日付けで諮問された県立高校入学試験合格者の科目別平均点一覧一部非公開の件（諮問第 337 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

平成 17 年度入学者選抜学力検査における各県立高等学校全日制課程の合格者の教科別平均点一覧に記載された各高等学校の教科別平均点を非公開としたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成 17 年 4 月 19 日付けで、平成 17 年度の入学者選抜学力検査（以下「学力検査」という。）における各県立高等学校（以下「各高校」という。）全日制課程の合格者の教科別平均点一覧（以下「本件行政文書」という。）を一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 実施機関は、一部非公開とした理由について、各高校の教科別平均点（以下「本件非公開情報」という。）は特定の集団に属する者に関する情報であって、公開することにより、当該集団に属する個々人の権利利益を害するおそれがある旨説明しているが、本件非公開情報は特定の個人を識別する情報ではないし、また、特定の集団に属する個々人の権利利益を害する可能性もない。

イ 実施機関は、本件非公開情報は県の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨説明するが、そのようなことはあり得ない。

本件非公開情報は、学力検査を受検する県民である中学生及びその保護者にとって、志願校の決定や目標を定める上で大変重要な情報である。本件非公開情報を知ることは、県民の権利であり、本件処分は県民の権利利益を侵害するものにほかならない。

## 3 実施機関（教育局高校教育課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

( 1 ) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 17 年度学力検査における各高校全日制課程の合格者の教科別平均点一覧である。

( 2 ) 神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第 5 条第 1 号該当性について

実施機関は、本件処分時に、本件非公開情報を公開することにより各高校に在籍している生徒の権利利益を害するおそれがあるとして条例第 5 条第 1 号に該当するとしたが、平成 17 年 4 月 18 日付け神奈川県情報公開審査会答申第 261 号を尊重して、現時点では、同号に該当しないと考えている。

( 3 ) 条例第 5 条第 4 号該当性について

各高校では、特色ある学校づくりを進め、入学者選抜ではその特色を踏まえた選考基準を設定して、生徒の多様な能力、適性、意欲、努力の成果、活動経験など様々な観点から評価し、選考できるよう取り組んでいる。こうした中、本件非公開情報を公開することにより、学力検査の結果のみがクローズアップされ、生徒一人ひとりの個性、能力、適性を数値のみによらず、多面的にとらえるという本県の入試改革の推進に逆行し、また、各高校の特色づくりに支障を及ぼすこととなる。

本件非公開情報が公開された場合、公開された数値が拡大解釈され、各高校の不当なランク付けにつながり、学力検査の点数中心の受検競争を過熱させるおそれがある。さらに各高校のランク付けにより、生徒の心情を傷つけ、当該生徒の勉学等への意欲を低下させるなどの学校活動にとってマイナス効果を生じさせるおそれもある。

したがって、本件非公開情報を公開することは、県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 5 条第 4 号に該当する。

#### 4 審査会の判断理由

( 1 ) 本件行政文書について

本件行政文書は、平成 17 年度学力検査における各高校全日制課程の合格者の教科別平均点一覧である。なお、平成 17 年度学力検査において、独自問題を採用した教科に関する平均点は、本件行政文書に記載されておらず、実施機関により、公表されていることが認められる。

( 2 ) 条例第 5 条第 1 号該当性について

実施機関が、前記 3 ( 2 ) において説明しているとおり、平成 17 年 4 月 18 日付け神奈川県情報公開審査会答申第 261 号を尊重し、本件非公開情報は同号に該当しないと考えていることから、同答申の判断と同様に、条例第 5 条第 1 号に該当しないと判断する。

( 3 ) 条例第 5 条第 4 号該当性について

ア 条例第 5 条第 4 号は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからオまでの各規定においてその典型を例示している。

イ 本号アからオまでの各規定に掲げられている情報は、本号の柱書に該当する情報の典型的な例を示すものであり、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」には、これらに類似し、又は関連する情報も含まれるものと解される。

ウ 本件非公開情報が公開されると、各高校の学力検査結果を比較することが容易になるものと認められる。そのため、本件非公開情報が、不服申立人の主張するとおり、受検生やその保護者にとって、志望校の決定や目標を定める上で大変重要な情報であることは否定できない。

エ しかし、実施機関が説明するように、本件非公開情報が公開されることによって、学力検査の結果のみがクローズアップされ、各高校の不当なランク付けにつながるおそれは否定できない。

オ また、本件非公開情報が公開されると、各高校のランク付けにつながり、生徒の心情を傷つけ、学習に対する意欲を低下させるなど学校教育活動へ

のマイナス効果を生じさせるおそれがあるほか、就職活動等への影響も懸念される。さらには、実施機関が取り組んでいる生徒一人ひとりの個性、能力、適性を数値のみによらず、多面的にとらえ、生徒一人ひとりの個性を伸ばすための特色ある高校づくりにも支障を生じるおそれがあると考えられる。

カ 以上のことからすると、本件非公開情報を公開することは、各高校の教育活動及び学校運営の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、条例第5条第4号に該当すると判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 5 月26日	諮問
5 月31日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
6 月24日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
6 月28日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
11月 2 日 ( 第50回部会 )	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	部 会 員
千葉 準一	首都大学東京教授	
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成 17 年 11 月 29 日現在）（五十音順）